

協働

協働とは

「協働」……。この言葉は、少しずつではありますがありますが、定着しつつあり、必要性を感じられているのではないのでしょうか。

昔から地域内では、困った事があると「できる人ができる時にできる分だけ」取り組み、課題解決ができていたようです。

今、その取り組みを「協働」と呼び推進しています。

協働とは、異種・異質の組織が「共通の目的」を果たすために「それぞれのリソース（資源や特性）」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して働く」ことをいいます。

例えば、「市民」＋「CSO等」＋「行政」といった3つの「力」が共に地域課題解決に向けて働く（行動する）ことです。

小城市でも、地域をより良くするため、色々な協働に取り組まれていますのでご紹介します。

あれこれ「協働」

地域内の取り組み「川浚え」



NPOの取り組み「資源物回収」



地域から見えてくる

様々な協働の姿

わたしたちのまちは、

わたしたちで

子どもたちの笑顔を守る交通誘導



左) 中島正美さん、右) 長崎兼治さん

牛津小学校南にある「江津」の交差点は交通量が多い上に歩道のスペースが狭く、信号待ちの際、以前は壁に身を寄せるようにして待たなければならぬ危険箇所でした。中島さんはお孫さんが小学校に入学したのをきっかけに、12年間ボランティアで交通誘導をされています。「地域の子どもは地域で守る」という思いで続けています。やりがいにもつながっているのが体がつつ限りは続けていきたいですね」と中島さん。

新町区長の長崎さんも、そんな中島さんの姿に賛同して3年前から交通誘導を始められました。

12年間で子どもが巻き込まれた事故は0件。

子どもたちの笑顔を守るため、今日も誘導に立っています。

今回の取り組みにおける協働の姿は・・・

■ 異種・異質の組織

市民・*CSO・行政

■ 共通の目的

通学時の子どもの安心・安全の確保、子育て環境の充実

■ それぞれの資源や特性

・市民

居住地周辺等の身近な地域での柔軟な体制による交通当番の実施。

・CSO

会員連携による継続的な交通当番の実施と各会員居住地周辺における広範囲での取り組みの実施。

・行政

市報による交通当番取り組みの周知及び関係課を通じた活動紹介、活動拡大の呼び掛け。CSOの紹介による連携及び事業強化支援等。

* CSOとは…市民社会組織(Civil Society Organizations)のことを言い、志縁団体(ボランティア団体・市民活動団体・まちづくり団体・NPO法人等)と地縁団体(自治会・法人会・老人会・PTA等)の総称

市の取り組み

「市民協働推進員」を

設置します

市では協働に関する職員の積極的な関わりを促し、更に協働を進めるために「市民協働推進員」を設置します。

各係の中から1名の職員を市民協働の推進員と任命し、市民協働の意義及び必要性、並びにCSOの理解を促し、市民提案の受入れに対応します。

今年度は、6月頃から市民提案の窓口としての研修を中心にその役割や庁内における雰囲気づくり等の準備を進めていく予定です。

まずは、市民及びCSOの皆様だからできることや皆様しかできないことなど役割や体制を明確に示し、共に考え、更に住み良い地域を目指して参ります。



補助金の交付要綱を

改正しました

協働の補助金交付要綱は3年ごとに見直しています。

今後の協働推進を図っていく点と活用実態を考慮し左記の点について、改正しました。積極的な活用をお願いします。

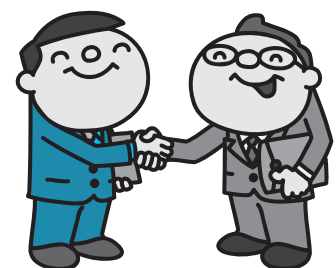
小城市協働支援事業補助金の交付要綱を改正しました

- ①名称の一部を“支援”から“推進”へ名称変更。
(共に推進するという姿勢を示し、対等の関係性を明示・協働推進の明確化)
- ②「協働体制支援事業」を「自助から始まるはじめの一步事業」と「共助から協働へのセカンドステップ事業」に分類し、具体的な説明を加え、より分かりやすくしました。
- ③永続的かつ継続的に活動を行っている又は活動を始めようとするCSOについては、事業費補助プラス協働の推進に資する活動への運営補助という観点から、補助率をアップしました。他

●主な補助内容等

| 補助事業 | 補助率 | 補助限度額 |
|--|--------------------------|------------|
| (1) 地域リーダー及びコーディネーター育成事業 | | |
| 国、地方公共団体、NPO等が主催、共催又は後援する研修等へ参加する活動 | 補助対象経費のうち参加者が負担する額の90%以内 | 1人につき5万円 |
| (2) 自助から始まるはじめの一步事業 (新規事業) | | |
| 地域での諸課題の解決のため、市民団体等が自主的に協働の意義及び意識の浸透と協働の体制づくりに取り組む事業 | 補助対象経費の90%以内 | 1団体につき10万円 |
| (3) 共助から協働へのセカンドステップ事業 | | |
| ア 協働のまちづくりの確立に寄与する事業 (既存事業) | 補助対象経費の80%以内 | 1団体につき20万円 |

あなたが住んでいるまちをもう一度見渡してみましよう！
あなただからできること、あなたしかできないことがきっとあるはずです。求められています。地域で今、あなたの力が…。



【問合せ】企画課 市民協働推進係 (牛津庁舎) 担当 森永・熊谷 ☎63-8803